ا رایا ا

成田空港内にて構内営業承認を頂きました







天井に番号が貼っています。

ナンバーの横には制限区域への入門ナンバープレートの取り付が必要です。

第2号様式

構內営業承認書

成事リ企第1231号 平成23年3月7日

富士運輸株式会社 代表取締役 松岡 弘晃 様

> 成田国際空港株式会社 代表取締役社長 森中 小三郎

7 m

平成23年3月3日付けをもって申請のあった構内営業については、下記のとおり承認します。

記

- 1. 営業期間 平成23年5月6日から 平成28年3月31日まで
- 2. 事業計画 (1) 営業の種類 航空機サービス業 (グランドサービス業)
 - (2) 営業場所 成田国際空港内
- (3) 施設計画
- (4) 営業時間 (公衆を対象とする場合)
- (5) 主たる販売品又は提供するサービス 南部貨物地区と北部貨物地区との間における貨物輸送業務



 その他 業務内容に変更が生じる場合や契約する社が増減する場合は、 事業計画変更承認申請を行うこと。



成田国際空港貨物地区制限区域内 における全ての業務をを受託するに あたり構内営業権というものが必要 となります。当社がこの営業承認を 頂くことで、当社の成田空港内にお ける輸送の対応能力も格段にアップ し、お客様にさらなる最適な輸送 サービスの提供が可能となりました。





